



れんごう茨城

2018年9月25日

No.119

発行 日本労働組合総連合会
茨城県連合会
(連合茨城)

発行人・高木 英見／編集人・綿引 哲也
〒310-0022 水戸市梅香 2-1-39
TEL 029(231)2020/FAX 029(227)8610

ホームページアドレス
<http://ws1.jtuc-rengo.or.jp/ibaraki/>



2018 平和行動 in 沖縄 6/23(土)～25(月)



2018 連合平和行動「オキナワ平和集会」報告



常陸野地協(自動車総連) 塩谷 誠

連合平和オキナワ集会で、講師の話聞いた中で自分が一番驚いたのは「沖縄の国土は日本のわずか0.6%程度しか無いにも関わらず、日本にある基地の約70%が沖縄にある」ということだ。正直、基地に関しては報道等で少し知る程度の知識しかなかったので、具体的な数字を見聞きし、ただただ驚いた。こうなったきっかけは戦争や人的理由とのこと。

昔、日本人は琉球を同等と見ておらず、色々な方法で差別していた。しかし島民は日本人に対し劣等感どころか彼らの伝統と中国との長い文化的な誇りに誇りを持っている為、アメリカとしては日本と琉球の間に政治的に利用できる根拠がある為に琉球の地に基地を多く配置し、基地の存在を不視化して反基地運動を避けるための狙いがあった。歴史的な政治の理由で今なお基地問題で苦しんでいる人をこのままにして良いのだろうか。

最後に、基地問題の根本は土地問題との話があり、「金は一年、土地は万年」この言葉は当時の方々が掲げていた言葉。この短い言葉だけでも伝わってくる事がある。お金は無くなってしまうが土地があれば農作物も育てられ食べていける。切実な想いが込められたフレーズだと感じた。自分たちはここで聞いた話を参加出来なかった方に伝えていく事が必要だと感じた。



連合オキナワ平和集会



糸数アブチラガマ

電力総連 篠崎 千恵

現地視察学習、「ピースガイド」を務めてくれたのは連合沖縄の青年部三人だった。「この沖縄に生まれ育ったのに、本当の沖縄の姿を知らない事は恥。自身が学び語り伝えていかなくてはならない」と、勉強を重ねてきたと言う。我が娘と年の頃が同じであろう子が、一つ一つ言葉を選び、語りかける姿に「故郷への思い・誇り」「平和への強い決意」を感じ引き込まれた。

「糸数アブチラガマ」暗く閉ざされた壕、明かりを消すと隣りに誰がいるのか、自分自身が何処にいるのかさえ分からなくなった。あるのは経験した事のない真っ暗闇と、時折滴り落ちる水の音だけ。息をするのも怖いぐらいだった。こんな暗闇で、ひめゆり学徒隊の少女たちは、傷ついた多くの兵士を救うべく必死になって働いていたと言う。戦況が悪くなり、足手纏いとなる傷ついた者たちは奥へ置き去りにされ、発見されたときには、見えるはずもない光を目指したのか、折り重なって亡くなっていたそう。壕の出口に近い天井は「米軍の馬乗り攻撃」に遭い、73年たった今でも真っ黒に焼け焦げ、見上げると当時の恐ろしい地獄絵図が脳裏をよぎり、壕中を埋め尽くした煙と、響き渡った多くの悲鳴、そして匂いまで蘇る気がして恐怖に震えた。その後僅かな光が差し、風を感じ、揺れる木々を目にした時感じた気持ちはとても表現できない。でも、一生忘れることはない。今日は、とても暑い一日だった。その昔「この暑い日」多くの犠牲を払った残酷な「沖縄の戦争」は終わった…。この国が、そして世界が悲しみを繰り返さない様「できることがある」と、伝えていきたい。

電力総連 茨城電設労働組合 雨谷 直広

平和行動に参加する前は、戦争についてテレビ報道等で情報を得る以外、真剣に向き合う事もなく「戦争は過去の出来事」「平和は当たり前」という他人事のような感覚でいました。しかし、平和行動で様々な事を知り・学んだ事により、自らの認識不足・ズレを痛感し恥ずかしい気持ちになりました。実際の体験談において、73年経った今でも多くの被爆者の方々が存在し、更には2・3世の方々までも被爆の影響で苦しんでいる事実。

あの日、原爆が投下され14万人の尊い命が一瞬にして奪われました。そして、多くの人々が負傷しました。「搬送先に集められた負傷者に自分の家族がいないか探し回った。火傷が酷く、腫れあがり顔での判断が出来なかった。『下着に書いてあった名前』で家族である事を確認した」との話でありました。私は、妻と三人の女の子を持つ父親ですが、「もし、自分の子供だったら」「妻だったら」「家族だったら」と考えただけでいても立ってもいられないくらい悲しい気持ちになりました。

戦争体験者が高齢化する中、私たちは核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さを次世代に語り継いでいかなければなりません。核兵器のない平和な世界の実現に向け、平和集会を継続することは勿論の事、更に広げる活動が必要と感じました。何世代と続く未来の子供達の為に、同じ過ちを起こさないよう平和を訴え続けていくのが我々の使命と考えます。誤った情報ではなく事実を知る事が戦争・平和に対して認識を変える初めの一步であると思います。様々なキーワードの中から「自分にできることは何なのか」「今後どうしていけばよいのか」考えさせられる大変良い機会となりました。



2018 連合平和行動(長崎)に参加して

国公総連 平石 友那

私は、平和ナガサキ集会の話しがあったときにすぐに手を挙げました。私の出身は熊本ですが、父方の実家が長崎なので祖父母から戦争の話しを聞く機会があり、修学旅行でも長崎の原爆について学んで育ちました。子どもの頃行った原爆資料館はとても衝撃的で、今も平和祈念式典が近くなると思い出します。当時の実際の写真を見るととても心が痛み、もう二度とこのような悲惨な出来事は繰り返してはならないと強く感じます。しかしそう感じたのは小学生の頃も同じで、同じものを見て触れたときに、今の自分はもうどう感じるのだろうと思い今回の参加を決意しました。

私にとって長崎の町並みは幼少期から見慣れたものであり、あまり新鮮には感じ難いのですが、この町中に原爆が投下されたと思うと私が生まれる遥か昔の出来事なのに図り知れない恐怖を感じました。二泊三日間、戦争について多くの方が自分の意見を語られ、私自身も初めてこんなに真剣に向き合ったのではないかとこのほど改めて考えさせられました。やはり実際に被爆された方の話しは、どんな写真を見るより重く私の心に残りました。原爆投下から73年経った今でも、本当に日本で起こった出来事なのか疑いたくなるくらいの悲惨で恐ろしいことだと感じます。

原爆投下から長い年月が経ちましたが、唯一の被爆国として今後も私たちが次の世代に語り継がなければなりません。たった一人の力だったとしても、集会に参加していた高校生たちも言っていたように、微力だけど無力ではないはず。集会会場の前で募金活動をしている高校生たちを見て、自分で考えて行動する力に感銘を受けました。私が同い年だった時にここまで行動できたのでしょうか。実際になにか自分の中で強い想いを感じたときに、それを行動に移そうと思える人の方が少数だと私は思います。それと同時に、自分にもなにか出来ることがないか考えました。今の日本は治安が良く、平和ボケしているとよく言われていますが、私はそれが悪いことだとは思いません。この平和は、多くの人の努力があり今日まで保たれてきました。先人の努力を無駄にすることなく、守り続けなければなりません。現在もなお核兵器が多く存在する中で、なにも声をあげなければそれは、核兵器を黙認していることと同じなのではないかと私は思います。力を力で押さえつけているだけでは本当の平和は生まれません。私自身が行動できなくても、非核化に向けて動いている人の活動を支援していけたらと思います。



すべての労働者の立場にたって働き方を見直そう！
「底上げ・底支え」「格差是正」でクラシノソコアゲ！

連合茨城2018年度「地場共闘センター」情報

TEL:029-231-2020 FAX:029-227-8610 Eメール: info@ibaraki.jtuc-rengo.jp

No.7

宛先：地場共闘組合・構成組織・各地域協議会

発信者：高木・綿引

2018年8月23日(木)

加重平均回答妥結額 5,329円 2.04% (昨年比215円増, 0.07%増)
2年連続5,000円超となる賃上げ額・率ともに上昇基調！中小労組大健闘!!
(連合本部7月6日集計：300人未満 4,840円 1.99%)

1. 連合茨城 2018 春季生活闘争回答妥結額 NO. 7 (8月23日集計分)

- (1) 賃金関係 ① 要求組合数 80 組合
② 回答妥結数 80 組合

【業種別 賃上げ額回答集計】

業種別	2018年 集計組合		2018年 回答額(加重平均)			昨年対比 計①-②	2017年 回答額(加重平均)		
	組合数	組合員数 算定基礎額	計①	定昇分	賃金改善① (賃金改善①-②)		計②	定昇分	賃金改善②
計	80 ／82	8,393 人 263,719円	5,329円 2.04%	3,996円	1,333円 ベア 568円 (対比 302円)	215円 0.07%	5,114円 1.97% 77組合8,513人	4,083円	1,031円 ベア 457円
製 造	38 ／38	5,186 人	5,250円 1.97%	3,709円	1,541円 ベア 809円 (対比 304円)	▲192円 ▲0.19%	5,442円 2.16% 34組合4,298人	4,241円	1,201円 ベア 595円
商業・流通	7 ／7	1,234 人	5,363円 2.00%	3,375円	1,988円 ベア 435円 (対比 717円)	642円 0.24%	4,721円 1.76% 5組合1,919人	3,450円	1,271円 ベア 343円
交通・運輸	3 ／3	146 人	3,067円 1.57%	1,416円	1,651円 ベア ー円 (対比▲164円)	▲412円 ▲0.16%	3,479円 1.73% 4組合192人	1,664円	1,815円 ベア 1,815円
そ の 他 ※下記以外	10 ／12	1,186 人	5,569円 2.37%	5,305円	264円 ベア ー円 (対比 67円)	▲74円 0.11%	5,643円 2.26% 13組合1,391人	5,397円	246円 ベア 94円
自動車学校	19 ／19	264 人	5,625円 1.96%	5,613円	12円 ベア ー円 (対比 ー円)	▲67円 0.03%	5,692円 1.93% 17組合266人	3,495円	2,197円 ベア 842円
電気・ガス	3 ／3	377 人	1,789円 0.65%	1,569円	220円 ベア 220円 (対比 220円)	331円 0.13%	1,458円 0.52% 3組合373人	1,458円	0円

※ 2018 年と 2017 年で集計対象組合が異なるため、「定昇分」と「賃上げ分」の昨年対比は整合しない。

2. 一時金妥結 (加重平均) 年間 1,257,021 円 4.73 ヶ月
半期 426,767 円 1.65 ヶ月

日本労働組合総連合会茨城県連合会 (連合茨城)

電話：029-231-2020 FAX：029-227-8610

Eメール：info@ibaraki.jtuc-rengo.jp

扱い：事務局長 高木 英見／副事務局長 綿引 哲也

Q

毎日、朝早くから夜遅くまで働き、休日も出勤して、もうへとへと。労働時間に制限はないの？



A

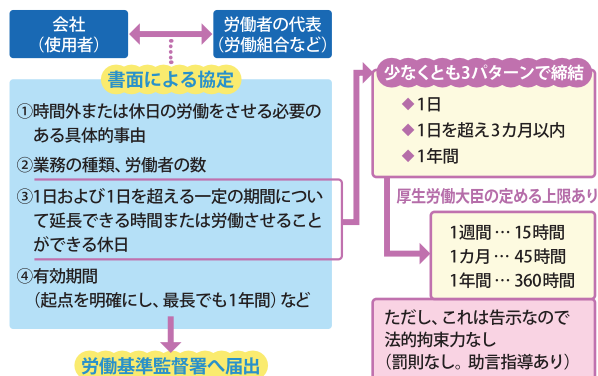
労働時間の上限は労働基準法で、原則「1日8時間、週40時間」（法定労働時間）と定められています（一部業種を除く）。

この上限を超えて勤務を命じる場合、労働基準法36条に基づき、会社（使用者）は、労働者の過半数で組織する労働組合（ない場合は労働者の過半数を代表する者）と書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出ることが義務づけられています。

ただし、時間外労働には限度時間があり、必要最小限にとどめることが重要です。

■ 時間外・休日労働協定

いわゆる36協定



Q

最近、残業続きで疲れ切っている……。食欲もないし、寝つきも悪い。これって、長時間労働のせい？

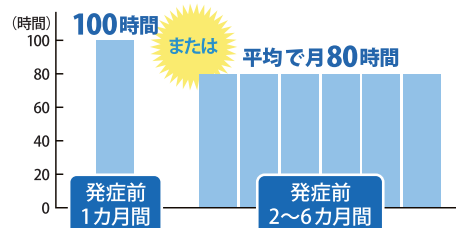
A

一般的に、健康障害を発症した①直近の1カ月間に100時間以上の時間外労働、もしくは②直近の2カ月間から6カ月間にわたって1カ月間あたり80時間以上の時間外労働は、過労死の労災認定ラインとされています。

恒常的な長時間労働によって「疲労の蓄積」が生じ、脳・心臓疾患を発症させる危険性があります。最悪、死に至る可能性もあります。働きすぎと思った場合には、労働組合や連合労働相談ダイヤル（0120-154-052）にご相談ください。また、働いた時間を手帳などにご自身で記録しておくことも大切です。



■ 過労死の労災認定基準 ～時間外労働の危険なライン～



毎年100人を超える過労死。……その最大要因が長時間労働なんだよ。働いている本人に自覚がないことも多いから、周囲の家族や仲間が気づくことも大切！

働く上で最低限必要なワークルールや相談窓口をまとめました。連合HPで掲載中！ぜひご活用ください。



厚労省も後援！ワークルール検定に挑戦しよう

今回は11月23日（金・祝）実施



WR検

ワークルール検定

ワークルール検定とは

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

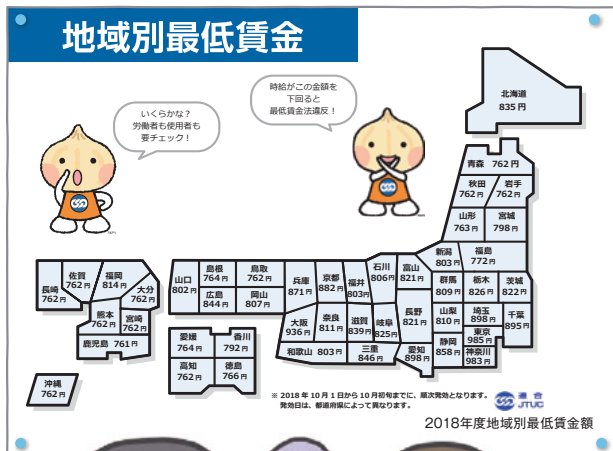


このページは連合HPでも配信中！皆さんもお使いください。

問合先

（一社）日本ワークルール検定協会 ☎03-3254-0545
<http://workrule-kentei.jp/>

地域別最低賃金



Q アルバイトでも 最低賃金って適用されるの?



A アルバイトでも最低賃金は適用されます。最低賃金は、正社員、契約社員、アルバイト、パート、派遣社員、嘱託職員などの雇用形態や年齢にかかわらず、すべての労働者に適用されます。自分の賃金が最低賃金以上かどうかを確認しましょう。



10月1日以降、新しい地域別最低賃金額が順次適用されているよ。都道府県労働局のホームページで自分の賃金が最低賃金以上かどうかを必ずチェックしようね!

このページは連合HPでも配信中! 皆さんもお使いください。

働く上で最低限必要なワークルールや相談窓口をまとめました。連合HPで掲載中! ぜひ活用ください。



厚労省も後援! **ワークルール検定に挑戦しよう**

今回は 11月23日(金・祝) 実施



Q 給料を労働時間で割ると 最低賃金を下回っている。これ、法律違反じゃないの?

A 法律違反です。最低賃金には、都道府県ごとに定められている「地域別最低賃金」と、いくつかの産業について都道府県ごとに定められている「特定最低賃金」があります。まずは自分が勤務する会社の地域・産業の最低賃金を確認しましょう。

日給制の場合は「日給 ÷ 1日の所定労働時間」、月給制の場合は「月給(基本給) ÷ 1か月の平均所定労働時間」で賃金の時間額を計算。最低賃金より低い額であれば法律違反となります。差額の支払いを会社に求めることができます。

※時間外割増賃金や通勤手当などは基本給に含まれません。基本給の金額は「給与明細」を確認しましょう。
※所定労働時間は「労働条件通知書」や「就業規則」などで確認しましょう。
※「特定最低賃金」は「地域別最低賃金」を上回る額でなければなりません。

Q 派遣元と派遣先の都道府県が異なる場合、どちらの最低賃金が基準になるの?



A 派遣先の最低賃金が適用されます。例えば、自分が登録している派遣元会社が東京都にあり、大阪府の会社に派遣されている場合は、大阪府の最低賃金が適用されます。

WR検 ワークルール検定

ワークルール検定とは

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

問合先 (一社) 日本ワークルール検定協会 ☎ 03-3254-0545 <http://workrule-kentei.jp/>

連合茨城 2018年海外視察 ベトナム訪問団 7/22日～27日



工場見学 CSVC にて



ホーチミン廟にて

連合茨城 根本 陸男

初めてのベトナム訪問でしたが、GDP成長率が現わしているように非常に活気のある国であることに驚かされました。当然バイクの多さにはビックリです。(5人乗りは見ませんでした。交通法規上大人2人子供3人はOKです。)

ベトナムと言えば、「ベトナム戦争」・「ベトちゃん・ドクちゃん」(3日目の夕食終了後、ホテルのロビーで偶然に見かけることが出来ました。ドクちゃんは松葉づえを着きながら足早に出ていきました。因みにドクちゃんのお子さん「サクラ」・「フジ」と言うそうです。)・映画「プラトーン」等どうしても戦争の悲惨さを思い出してしまいます。

1976年に南北統一されて約40年。目覚ましい経済発展。都市部は昭和40年代初頭の日本に現在の素敵な店舗や事務所を移築した感じです。建築ラッシュであり、2020年には地下鉄も出来るそうです。農村部との格差が浮き彫りになっています。

外資系の企業進出に伴って、技能労働者に対する需要が高まっているようです。

また、労働者の平均年齢が約31歳と非常に若く、マネージャークラスの管理職が育ちつつあるものの不足していると言われています。まだまだ発展できる可能性を十分に秘めた国であることは明らかです。

今回のベトナム訪問において、ベトナムに関する知見を広めることが出来たこと。交流団の皆さんの協力を得て団員間の交流を深められたこと。大変有意義な視察でした。

最後に「大林ベトナムコーポレーション」及び「China Steel Sumikin Vietnam Joint Stock Company」の皆さんとの貴重な意見交換。大変ありがとうございました

連合茨城 第35次救援衣類を送る運動の取り組み

- 受付期間：2018年9月29日(土)～10月3日(水)
9:00～17:00
(※10月3日(水)は9:00～12:00)
- 集約会場：日本通運 城南ビル内
〒310-0803 水戸市城南1-2-21
- 連絡先：029-231-2020(平日のみ)
080-2006-6439(期間中のみ)



送付可能な衣類〈必ず洗濯済みで 修繕済み の衣類〉

大変不足しています 男性用ズボン(短パン・長ズボン)男女子供服・男女冬用ショートコート

ベビー服、Tシャツ、フリース、ポロシャツ、トレーナー、ジャージ、セーター、カーディガン、ブラウス、ジャンパー、シャツ類、ズボン類、ジーンズ、作業着(つなぎ不可)、エプロン、ニット帽子、マフラー、タオル(大・中・小)、タオルケット、毛布

**対象外
NG**

新品、スーツ上着(紳士・婦人)、ブレザー、ワンピース、スカート、パジャマ、ネクタイ、ロングコート、着物、羽織、下着、水着、靴下、手袋、帽子(ニット以外)、寝袋、布団類、靴、ぬいぐるみ、ベルト小物類、スキーウェア、痛みのひどい衣類等

【輸送募金のお願い】 現地タイ・ラオスまで衣類を送るためには輸送費用が必要となり、**1箱あたり約1,000円の輸送費**がかかります。輸送費へのご理解とご協力もお願い致します。

振込先1

中央労働金庫水戸支店 普通預金 口座NO.6054315
連合茨城カンパ金 事務局長 高木英見(タカギヒデミ)

振込先2

郵便局 口座番号00370-5-7671
加入者 連合茨城

10月1日から、あなたの最低賃金は

最低賃金とは、国が法に基づいて定める賃金の最低額です。

必ずチェック 最低賃金

使用者も、労働者も。

茨城県の地域別最低賃金は

時給 **822 円**

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25% を加算

1,028 円 時給

深夜 時間外 休日 に働くと
割増賃金が適用される場合があります。

Check 都道府県ごとに毎年見直し

Check 下回ったら法律違反！

Check 業種によってはより高い最低賃金
が適用される場合も！

Check 派遣先の最低賃金を適用

9月～11月のおもな日程

Main Schedule

9月27日 困	14:00	第2回構成組織代表者会議
9月28日 困 9月29日 困		2018次代を担う若手組合員のための スキルアップセミナー
9月28日 困 10月11日 困		第26回定期大会議案の組織討議期間
9月29日 困 10月3日 困		連合茨城 第35次救援衣類を送る運動
10月1日 困	14:00	総務・財政専門委員会
10月12日 困	10:30	第11回三役会議・執行委員会
10月16日 困	15:00	茨城県知事との定期懇談会
10月20日 困	13:00	しあわせセンター法律相談
10月26日 困		青年委員会「環境フェスタ」

10月30日 困	13:30	連合茨城第26回定期大会
11月6日 困	13:30	女性委員会第26回定期総会
11月15日 困	10:30	第12回三役会議・執行委員会
11月17日 困	13:00	しあわせセンター法律相談
11月21日 困	13:30	青年委員会第26回定期総会

連合茨城 第26回定期大会のご案内

- 日にち／2018年
10月30日(火)
- 時 間／13:30開会
- 場 所／水戸京成ホテル



労働相談事例から

No.8

— 有給休暇の消化順序について —

年次有給休暇は労働基準法第 39 条で定められている労働者の権利です。しかし、中小零細企業では「うちの会社には有給休暇はない」などと言って、「有給休暇を取らせてくれない」という相談が多く寄せられています。また大手の企業でも「忙しいことを理由に取らせてもらえない」という声も寄せられています。厚労省の調査によると、2016 年 1 年間に我が国の企業が付与した有給休暇は一人平均 18.2 日で、労働者が取得した日数は 9.0 で、取得率は 49.4%と 5 割にも満たない現状です。今国会で成立した「働き方改革法」では取得率を上げるために、来年 4 月から「企業は年 5 日以上消化」を義務付けることにしました。しかし、一方では以下のような相談も寄せられていますので各職場でもチェックして消化率の向上に努めましょう。



相談内容

Consultation

私が勤めている会社は労基法通り有給休暇は付与されていますが、同僚に迷惑がかかるので、なかなか全部は取ることができず、残りは翌年に繰り越してきました。現在、前年繰り越し分が 11 労働日と今年度分の 12 労働日が付与され、合計で 23 労働日となりました。これまでは前年度分から消化してきましたが、会社から突然「就業規則を変更したので、これからは今年度分から消化してもらうことになった」と言われました。このような会社の突然の変更は許されるのでしょうか。

対応内容

Correspondence

有給休暇の消化について労基法ではどちらが先に消化されるべきか一切定められていません。行政通達でもこれに触れているものはなく、裁判例もほとんどありません。しかし、本年度付与分が先の場合、本年度分を全部消化してから繰り越し分が消化されることになり、明らかに労働者にとって不利益な設定となります。また本年度分が多くなっているベテランほど繰り越し分の消化が困難になってしまいます。従って、有給休暇を取らせないために、意図的に「本年度分から消化する」旨の社内規則を定める会社が後を絶ちません。

これらに歯止めをかけるためには、就業規則や労働協約、労働契約等に「前年度の繰り越し分を先に消化する」という取り決めをして、明記しておくことが重要です。この際、社内規則等をもう一度チェックしてください。もし、明記されていない時はトラブルを避けるためにも、「前年度の繰り越し分から消化する」と明確にしておいて下さい。

尚、今回の会社の突然の変更は「就業規則の不利益変更」になります。不利益の程度や必要性、変更内容の相当性、代償措置、就業規則変更手続きの適切性や周知度合いなどが問題になり、司法の場で争われることになります。いずれにしても争いになる前に労使で十分協議をして解決しましょう。